

介護保険について



市町村が窓口となって運営しています。

40歳以上の方は介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。介護が必要な方は費用の一部を負担するだけでさまざまなサービスを受けられます。

65歳以上の方 第1号被保険者

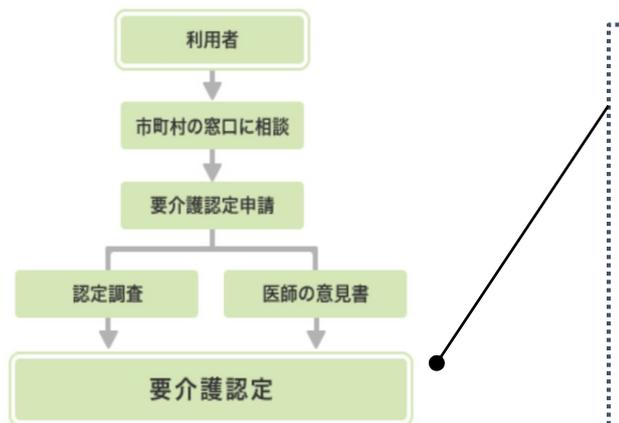
(原因を問わずに介護や日常生活の支援が必要になった時に認定を受け、サービスを利用できます。)

40～64歳の方 第2号被保険者

(老化が原因とされる病気により、介護や支援が必要になった時に認定を受け、サービスを利用できます。)

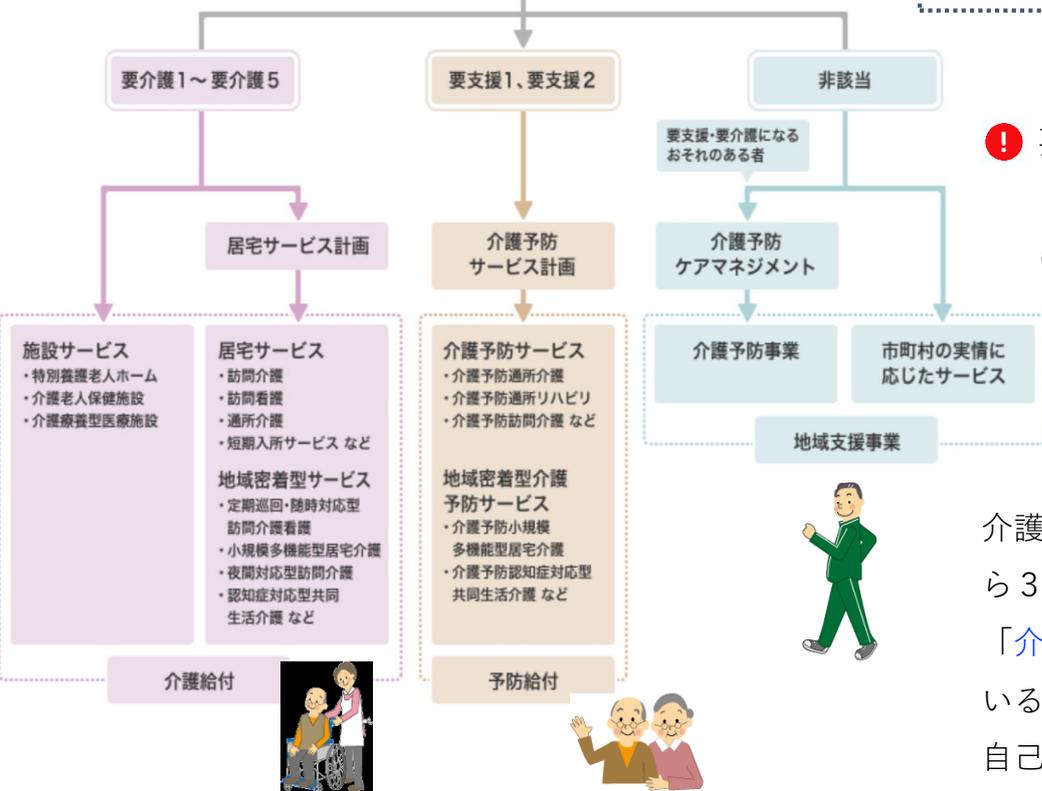
介護保険のサービスを利用するためには申請が必要です

(詳しくは患者支援センターへご相談ください)



認定調査と意見書をもとに、コンピューターで一次判定を行い、その後に各専門家で構成される認定審査会（二次判定）にて最終的な等級が決定されます。

申請から原則30日以内に、通知書と結果が記載された介護保険証が届きます



❗ 要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険より給付される月々の利用限度額が異なります。

介護保険サービスの自己負担は1割から3割までのいずれかとなります。

「介護保険負担割合証」に記載されている利用者負担割合に応じて利用者の自己負担額が決まります。

